

# 【記入見本】

平成 28年 11月

大阪府貨物運送健康保険組合

健保 太郎 様  
9999-123

## 【個人番号の収集・利用目的について】

平成28年1月より開始となった社会保障・税番号(マイナンバー)制度により、健康保険事務において、平成29年1月からマイナンバーの利用開始、平成29年7月には地方公共団体や他の医療保険者等と情報連携の開始が予定されています。

これに伴い、健康保険組合は平成29年1月1日時点での被保険者及び被扶養者のマイナンバーの収集を求められていますので、以下の届出書にマイナンバーをご記入いただき、事業主を通じてご提出くださいますようお願いいたします。

## マイナンバー(個人番号)届出書

123456 0

被 保 険 者	氏名	ケンボ タロウ 健保 太郎	生年月日	性別	続柄
	個人番号	0123-4567-8901	個人番号(12桁)をご記入ください。		

1

被 扶 養 者 1	氏名	ケンボ ハナコ 健保 花子	生年月日	性別	続柄
	個人番号	9876-5432-1098	個人番号(12桁)をご記入ください。		

被 扶 養 者 2	氏名		生年月日	性別	続柄
	個人番号	8888-8888-8888	個人番号(12桁)をご記入ください。		

被 扶 養 者 3	氏名		生年月日	性別	続柄
	個人番号	8888-8888-8888	個人番号(12桁)をご記入ください。		

被 扶 養 者 4	氏名		生年月日	性別	続柄
	個人番号	8888-8888-8888	個人番号(12桁)をご記入ください。		

被 扶 養 者 5	氏名		生年月日	性別	続柄
	個人番号	8888-8888-8888	個人番号(12桁)をご記入ください。		

当健康保険組合は、被保険者及び被扶養者のマイナンバーを、番号法別表第1の第2項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する業務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

健康保険組合は番号法第14条に基づき、事業主に対し被保険者及び被扶養者のマイナンバーの提出を求めることができます。